

戦争の罪と責任について

上 廣 哲 治

あれほど社会を賑わせていた新型コロナウィルスの話題が、ある日を境に突然影をひそめてしまいました。コロナ禍自体が鎮静化したわけではありません。二月二十四日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻が、一気にマスメディアにおける話題の中心となってしまったのです。

戦争の惨禍については、改めて説明するまでもないでしょう。ロシア軍による民間施設への無差別砲撃がつづくなか、子どもたちを含む多くの市民の命が奪われ、美しかった町は廃墟と化してしまいました。カメラに向かつて「私たちがいったい何をしたというの？」と問いかける老女、爆撃によって子どもを失い泣き崩れる母親、首にしがみついて父親との別れを拒む幼児……。さまざまな情報とともに送られてくる数々の映像に、皆さんも心を痛め、やり場のない怒りを覚えているのではないのでしょうか。

とりわけ私たちを震え上がらせたのは、原子力発電所が軍事行動の標的にされたことでした。原発が稼働中であろうとなかろうと、核燃料は熱エネルギーを出しつづけます。そのため、これを常に冷却していなければ、高温による炉心溶融や水蒸気爆発、あるいは水素爆発を引き起こし、大量の放射性物質

を放出してしまうことになります。しかも、この冷却には外部電源が必要です。原子炉がいくら丈夫につくられていても、爆撃などによって外部電源が遮断されれば、福島第一原発の事故が示すような大惨事を招くことになります。原発そのものが直接的な攻撃を受けなくても、軍によって占拠され、専門的な知識を持った技術者による管理が阻害されたり、冷却が滞ったりするだけで、重大な危機に直面することになるのです。

一方、ロシア国内では厳しい言論統制が行われています。軍事侵攻を批判する市民の声は弾圧され、「戦争」という言葉を使うことさえ国家に対する反逆とみなされるようになりました。昨年ノーベル平和賞を受賞したドミトリー・ムラトフ氏が編集長を務める独立系新聞『ノーバヤ・ガゼータ』紙も、「戦争」という言葉を避けながら現況を報道しつづける工夫をとっていましたが、三月末には活動の「一時停止」を余儀なくされました。

このような状況に対し、プーチン大統領の戦争犯罪や戦争責任を問う声が増しに高まっています。は、当然のことかもしれませんが、「力による現状変更」は決して許されることではないからです。しかし、私たちはここで少し冷静になって考える必要があります。「力による現状変更」の愚かさをいうのであれば、二〇〇三年、アメリカを中心とする有志連合が起こしたイラク戦争なども、大国による侵略行為として批判されなければならぬでしょう。さらに遡って足もとを見れば、日本が戦時中にアジア各地に対して行ってきたこともまた、同様の愚かさを示しているのではないのでしょうか。

戦争責任について考えるときに思い浮かべるのは、ドイツの哲学者ヤスパースの『責罪論』という書物です。第二次世界大戦の直後、敗戦国ドイツがどのような罪に問われているのか、それについて自分

たちドイツ人はどのように対処し、どのように責任をとるべきかを考察した書物で、日本では『戦争の罪を問う』などの邦題で出版されています。ヤスパースはそのなかで、戦争の罪を「刑法上の罪」「政治上の罪」「道徳上の罪」「形而上的な罪」の四つに分類しています。

第一の「刑法上の罪」は、ユダヤ人虐殺など、ナチスが行ったさまざまな戦争犯罪を指します。糾弾されるのは犯罪を犯した個人で、正式な手続きにのっとって法律を適用する裁判所によって審判され、罪は刑罰というかたちで科せられます。

第二の「政治上の罪」は、ヒトラーという政治家や、ヒトラーを指導者として仰いだ政治家たちの罪であるとともに、これらの為政者を選んだ「国民」全体の罪（責任）でもあります。ナチスに対して否定的な考えを持つていたとしても、「そこから行動が生まれたのでなければ、しかも行動が功を奏したものでなければ、そんなことは政治的に通用しない」（橋本文夫訳）のであり、政権に批判的だった者さえ政治上の罪があるとされます。この罪を審判するのは戦勝国で、結果としては賠償などが求められ、政治的権力や権利の喪失・制限が生じます。

第三の「道徳上の罪」は、刑法上・政治上の罪がなくても道徳的な責任がある場合をいいます。ナチスに積極的に賛同しなくても、妥協や付和雷同、あるいは沈黙などによって、危機にさらされている人に救いの手を差し伸べず、見て見ぬふりをするなどがこの罪に当たります。たとえそうしなければ自らの命が危うくなったとしても、道徳的な責任は免れないのです。この罪を審判するのはほかならぬ自分自身の良心ですが、友人や身近な人など、愛情を持って接してくれる人との精神的な交わりによって、罪が露わになることもあります。この裁きによってもたらされるのは、「悔い改め」です。

では、ナチスの犯罪行為などに対して、命をかけてもまったく無力で、何もできない場合はどうでしょう。政治上の罪や道徳上の罪が問われることはありませんが、それでも、「拉致された人たちは死んだのに、自分は生き延びている」といった罪の意識は残ってしまいます。それが第四の「形而上的な罪」となります。ヤスパースによれば、この罪を裁けるのは「神」のみです。神という超越者の前、人は自らの卑小さを思い知らされ、自己意識の転換と魂の生まれ変わりを余儀なくされます。それが、能動的な生き方の新たな源泉になるといいます。

ヤスパースはこのように、戦争の罪にも異なる次元があり、審判者や要求される責任も異なり、贖いのかたちも違ってくることを考察しました。責任逃れをするのではなく、また不当な断罪要求にさらされるのではなく、それぞれの罪をしっかりと認識し、責任を引き受ける。そのことによって、人間の尊厳を回復するための「清めの道」を示そうとしたのです。

この戦争責任論を駆け足で紹介しながら頭のなかを去来するのは、はたして私たちは先の大戦の罪と責任をどれだけ認識し、引き受けてきたのだろうかという疑問です。というのも、ウクライナ戦争の勃発とともに、「核配備」を含めた日本の軍備拡張を唱える声が増え、喧しくなってきたからです。

実践倫理宏正会は戦火によって廃墟と化した広島で産声を上げました。一瞬にして多くの人命を奪った原爆の投下が、重大な戦争犯罪であることはいうまでもありません。そうした経緯をふまえ、私たちがとるべき道は何だったのか。それは、自らの戦争責任を厳しく追及しつつ、「唯一の戦争被爆国」の立場から核の廃絶を訴えつづけることです。わが会は、政治的な問題に対しては中立の立場をとりませんが、「我も人ももの仕合わせ」という根本理念に反する戦争には、断固として反対しなければなりません。